

衛生委員会議事録

開催日：2024年6月4日（火） 13:00～13:25

	報告事項	状況詳細と対策計画について
労働災害	通勤災害発生件数：0件 業務災害発生件数：0件	特になし
過重労働	時間外労働/月平均 10.4時間 時間外労働/月 100時間以上該当者数：0人 時間外労働/月 80時間以上該当者数：0人 時間外労働/月 45時間以上該当者数：1人	特になし
職場巡視	指摘事項：放牧場の柵の破損箇所あり 園内 MAP の破損箇所あり 第2駐車場のグレーチング箇所点検	破損箇所の取り換え 後日縮小版を貼り付け実施 目印を設置
その他	定期健康診断：5/29実施 ストレスチェック：7/16～7/19実施予定	従業員の車による以下の報告あり（けがなどなし） ・バックの際に立ち木にぶつかった ・職員の車にぶつかった ・荷物が車の窓ガラスに当たり割れる事象があった ※ 注意喚起をしていく
衛生講話	<p>【テーマ：歯と口の健康】</p> <p>超少子高齢社会を迎えた日本では、健康づくりの一環として口腔内の健康管理を含めた「フレイル予防」を推進している。高齢になっても自分の歯が多く残っている人は、健康寿命が長く、要介護状態になる期間が短いといわれている。</p> <p>労働安全衛生法では、有害業務に従事する労働者に対して「歯科医師による健康診断」が義務付けられており、労働者の数にかかわらず事業主は歯科健康診断の結果を国へ報告しなくてはならない。</p> <p>高齢者雇用安定法の改正により、対象事業主には70歳までの就業機会の確保が努力義務とされた。従業員が長く健康に働き続けられるよう、企業としてこれまで以上に従業員の心身の健康管理に努める必要がある。</p>	

<p>口腔内の健康管理でとくに注意したいのは、むし歯と歯周病の発生である。</p> <ul style="list-style-type: none">・むし歯は、口腔内の細菌が糖분을エサに酸を作り出し、歯を溶かすことによって発生する。進行すると大掛かりな治療が必要になって治療期間が長引いたり、全身に細菌がまわって心内膜炎などの原因になったりすることがある。・歯周病は、口腔内の悪玉細菌（歯周病菌）が出す毒素によって起こる。歯茎の腫れや出血といった症状を引き起こすだけでなく、心筋梗塞や糖尿病などの病気とも関連があることがわかっている。 <p>歯と口の健康を守る方法として、日常的に自分で行う「セルフケア」と、定期的に歯科医師などが行う「プロフェッショナルケア」がある。正しい口腔ケアで口の中を清潔に保ち、生活習慣を整えて歯や歯茎を健康に保つことが大切である。</p> <p>口腔内の健康を守るために企業ができることとして、「社内ポスターで歯磨きや歯科健診を促す」「地域の歯科医師会などが主催する出前講座を活用する」といった取り組み例が挙げられる。</p> <p>歯と口の健康を守ることは、全身のさまざまな病気を予防し、心身を健康に保つことにつながる。</p> <p>「歯が痛い」「歯茎から出血する」といった自覚症状がない場合でも、年1~2回程度は歯科医院で歯磨き指導や歯科健診を受けるとよい。</p>

次回開催日：2024年7月2日（火） 13:00～ 予定
議事録作成者：産業看護職 関

衛生委員会議事録

開催日：2024年7月2日（火）13:00～13:22

	報告事項	状況詳細と対策計画について
労働災害	通勤災害発生件数：0件 業務災害発生件数：0件	特になし
過重労働	時間外労働/月平均：8.5時間 時間外労働/月100時間以上該当者数：0人 時間外労働/月80時間以上該当者数：0人 時間外労働/月45時間以上該当者数：2人	特になし
職場巡視	A 重油給油箇所・プロパンガス設置箇所の点検 園内注意・禁止事項看板設置状況の点検 園内看板設置箇所の破損状況の点検 床面配線箇所清掃状況の点検	故障箇所なし ペット入園禁止などの看板を6/25に設置 センター前SLバス看板一部破損のため、修理 剥き出しの配線にモールを設置
その他	定期健康診断：5/29実施 ストレスチェック：7/16～7/19実施予定	特になし
衛生講話	<p>下記について委員会内で確認を行った。 全従業員にも周知することにより、社内の安全衛生向上に努める。</p> <p>【テーマ】：定期健康診断などの結果の見方について</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康診断を実施する意味 <p>労働安全衛生法では、事業者が労働者に健康診断を実施する義務があり、労働者側には健康診断を受ける義務があると規定されている。</p> <p>健康診断はただ受けるだけでなく、結果を確認した上で自身の健康管理に役立てていくことが大切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準値について <p>健康診断の基準値は検査機関によって異なる場合があるが、健康な人の検査結果や有病率などをもとに定められている。</p> <p>まずは、健康診断の結果票に記載されている基準値と自分の検査結果を比較し、「基準値の範囲内にあるかどうか」「再検査や精密検査、医師の診察が必要な項目はある</p>	

か」を確認することが大切である。

・各検査の意味について

一般健康診断で検査されることが多い項目には、下記のようなものがある。

■**血圧**：塩分の摂りすぎや肥満、腎臓や甲状腺の病気などにより上昇する。生活習慣病との関連が深く、心筋梗塞や脳梗塞などの原因にもなる。

■**貧血検査**：赤血球やヘモグロビン値などを調べることにより、貧血や多血症などの異常がないかどうかを検査する。とくに女性の場合は、生理や妊娠で貧血になりやすく、食事から鉄分を摂取するよう意識することが大切である。

■**肝機能検査**：GOT (AST) や GPT (ALT)、 γ -GTP (γ -GP) を測定して、主に肝臓や胆のうの異常を調べる。肝炎や脂肪肝、胆のう炎などにより数値が上昇するが、過度な飲酒や脂肪分の多い食事が原因になることもある。

■**脂質検査**：HDL コレステロールや LDL コレステロール、中性脂肪を測定し、脂質代謝異常の有無などを検査する。食生活の乱れや運動不足が原因で、基準値を逸脱する場合がある。

■**血糖検査**：空腹時血糖値や HbA1c を測定し、糖尿病やホルモン異常、膵臓の異常などを調べる。糖尿病の診断基準としても用いられる検査である。

■**尿検査**：健康な人の尿の中には、糖や蛋白は存在しない。しかし、糖尿病や腎臓病、尿路感染症などがあると、尿中に糖や蛋白が漏れ出てくることがある。検査日の体調や採尿のタイミングによって検査結果が変わることもある。

健康診断を上手に活用すれば、病気の予防や早期発見につなげることができる。

生活習慣を見直すきっかけにもなるため、健診結果が返却されたら、まずはすべての結果を確認することが大切である。

また、再検査や精密検査、受診が必要と判断された場合には、自己判断せずに医師へ相談する必要がある。

次回開催日：2024年8月6日(火) 13:00～ 予定

議事録作成者：産業看護職 関

衛生委員会議事録

開催日：2024年8月6日（火） 13:00～13:25

	報告事項	状況詳細と対策計画について
労働災害	通勤災害発生件数： 0 件 業務災害発生件数： 0 件	※下請けの方が蜂に刺された事象あり →ハチの巣を除去された
過重労働	時間外労働/月平均：8.38 時間 時間外労働/月 100 時間以上該当者数：0 人 時間外労働/月 80 時間以上該当者数：0 人 時間外労働/月 42 時間以上該当者数：0 人	
職場巡視	センター事務所：外勤スタッフへの熱中症対策、床面のコード配線確認 センター外回り：危険箇所、屋根の確認 交流館：外壁外回りの危険箇所点検、テーブル・ベンチの移動 さとのかけ橋：道路陥没箇所の補修の確認 ふれあい牧場、炊事広場：ハチの巣除去の確認	熱中症対策タブレットを出退勤場所に配布 コード配線をモールで覆い完了 屋根のめくれ箇所あり 特になし 修復済み 撤去済み
その他	定期健康診断：9月26日実施予定 ストレスチェック：2024.7 実施済み	
衛生講話	テーマ：テーマ：救急医療のかかり方 多くの人が集まり長い時間を過ごす職場では、ケガや体調不良によって緊急対応が必要となる場合があるため、日頃から救急時に備えて準備しておくことが大切である。 ・日本の救急医療体制は、傷病者の状態に適した治療がいつでも受けられるよう、3つの段階に分かれている。しかし、「高齢者数の増加に伴って救急搬送者数が増えている」「仕事などで日中受診できない人が救急外来を利用するケースがある」といった課題を抱えており、救急車や救急外来を適正に利用することが求められている。 ・社内で急病人が出た場合、下記のような様子があったらすぐに119番通報をする。 ■意識がない、ぐったりしていて呼びかけに反応がない ■突然の激しい頭痛や胸の痛み、呼吸困難感がある ■呂律が回らない、顔の半分が動きにくい、手足が痺れて力が入らない ■物をのどに詰まらせて呼吸が苦しい、意識がない ■大量の出血を伴うケガや、広範囲のやけど	

	<p>119 番通報をするときには、指令員の質問に落ち着いて答えることが大切である。</p> <p>・救急隊員が到着するまでには10分以上かかることもあるため、状況に応じて心肺蘇生等の応急処置を行う必要がある。下記を参考にして、日頃から救急時に備えておくとう安心である。</p> <p><input type="checkbox"/> 救急箱の設置場所を知っているか？救急箱の中身や使用方法がわかるか？</p> <p><input type="checkbox"/> 119 番通報の手順はわかるか？職場の電話や社用携帯からすぐに 119 に繋がるか？</p> <p><input type="checkbox"/> 職場の住所や電話番号、目印になる建物がすぐに言えるか？</p> <p><input type="checkbox"/> 職場近くに救急車を止められそうなスペースがあるか？ストレッチャーが安全に侵入できる経路はどこか？</p> <p><input type="checkbox"/> 心肺蘇生の方法はわかるか？AED の設置場所や使用方法はわかるか？</p> <p><input type="checkbox"/> 会社近辺にクリニックや総合病院など、いざというときに受診できる医療機関はあるか？</p> <p>従業員の安全を守るため、日頃から救急時の対応について社内で共有しておくとともに、受診が必要な従業員に対しては、日中に外来受診できるよう業務調整に協力するのが望ましい。</p>
--	---

<p>次回開催日：2024 年 9 月 3 日（火） 13:00～予定</p>
<p>議事録作成者：産業看護職 関</p>

衛生委員会議事録

開催日：2024年9月3日（火）13:00～13:25

	報告事項	状況詳細と対策計画について
労働災害	通勤災害発生件数：0件 業務災害発生件数：0件	特になし
過重労働	時間外労働/月平均：9.52時間 時間外労働/月100時間以上該当者数：0人 時間外労働/月80時間以上該当者数：0人 時間外労働/月45時間以上該当者数：0人	特になし
職場巡視	ふれあい牧場、炊事広場：ハチの巣の駆除 センター視聴覚室：机・椅子の破損状況確認、物品保管場所の整理 炊事広場付近：樹木の剪定 センターテラス：ハチの駆除	撤去済み 破損なし 他の樹木についても確認した ハチが軒下において撤去不可能 テラスを閉鎖した
その他	定期健康診断：9月26日実施予定 ストレスチェック：2024.7月実施済み	特になし
衛生講話	<p>下記について委員会内で確認を行った。 全従業員にも周知することにより、社内の安全衛生向上に努める。</p> <p>テーマ：メンタル不調の気づき方・接し方～傾聴のすすめ～</p> <p>令和3年の労働安全衛生調査によると現在の仕事や職業生活に関することで、強い不安やストレスとなっていると感じる事柄がある労働者の割合は53.3%である。ストレスを放置しメンタルヘルス不調になると、本来その人が持っていた業務遂行能力を、十分発揮できなくなることに加え、一旦休業になった場合は長期間になることも多く、疾病休業日数の大きな割合を占めることとなる。多くの企業では長期休業者の3～5割がメンタルヘルス不調によると言われており、また、メンタルヘルス不調に陥る人は、元々は仕事熱心であった人も多いため、企業にとっては貴重な戦力を失うことになる。そのために、今回の衛生委員会では従業員のメンタルヘルス不調への早期発見・早期対応に向けた社内での取り組みを検討する一環として、傾聴に焦点を当て労使で情報を共有することとした。</p>	

労働者に心理的負荷がかかっていることを認識しながら放置してしまい、うつ病などで休職になれば、「予見できた可能性を無視した」と、安全配慮義務違反を問われる可能性もある。労働者自身によるストレスへの気づきのノウハウを身につけたり、メンタルヘルス不調を早期発見・早期対処できれば、これらの発生や悪化を防止することが期待できる。部下や同僚のメンタルヘルス不調に気付くには「本人の通常の行動様式からのズレ」に着目することが大切であり、以前と比べて遅刻が多い、顔色が良くないなど、出勤状況・業務遂行能力・表情や態度などの変化に注意する必要がある。

メンタル不調の兆候に気付いたら、プライバシーに配慮しゆっくり話を聴くことが第一である。アドバイスするより気持ちを聴くという姿勢が大切になるため、接し方のポイントとして、傾聴を労使で共有する。

傾聴は、受身的で消極的な行為ではなく、相手に積極的にかかわろうとする 能動的な行為である。

【傾聴のポイント】

- ▷相談環境を整える
- ▷非言語的メッセージを意識する
- ▷うなずきやあいづちを返す
- ▷最後まで聴き、理解したことを伝えて確認
- ▷誠意をもって対応する

話をきいてもらえただけで気持ちが楽になったり、相談内容の整理を支援することもできる。れない・食欲がない・疲れやすいなどの体の不調や、飲酒・喫煙量の増加などに気づいたら、率直に心配している気持ちを伝え、産業医や看護職への相談を促すことも意識しなければならない。

最後に、傾聴の技法にばかり意識が向いて、形だけの機械的な傾聴は、相手への共感や温かさを欠き、むしろネガティブに作用することあるという傾聴の限界と、聞いた話は大切な個人情報なので原則として守秘義務を守ることが重要であり、本人の同意なく他に漏らすことは、信頼関係を壊すことにも繋がるという留意点を確認した。

・「傾聴については聞いたことがある」「実際に行うとなると難しい」とのご感想あり。必要があれば、産業医、看護職の面談などを利用していただくようご案内した。

次回開催日：2024年10月1日（火）13:00～予定

議事録作成者：産業看護職 関

衛生委員会議事録

開催日：2024年10月1日（火）13:00～13:23

	報告事項	状況詳細と対策計画について
労働災害	通勤災害発生件数：0件 業務災害発生件数：0件	特になし
過重労働	時間外労働/月平均：7.06時間 時間外労働/月100時間以上該当者数：0人 時間外労働/月80時間以上該当者数：0人 時間外労働/月45時間以上該当者数：0人	特になし
職場巡視	センターテラス：ハチの駆除 センター料理・農産・畜産…冷蔵庫稼働状況点検、シンク・床の汚れ、消火器の点検 センターレストラン：ホール汚れ・破損箇所確認、厨房の汚れ・破損箇所確認 交流館、会議室・通路：会議室・通路の機材在庫確認、清掃状況確認	軒下にいて撤去不可能。テラスを閉鎖。 問題なし 問題なし 排水管の汚れ→退去時に清掃実施 問題なし
その他	定期健康診断：通年実施 ストレスチェック：7月実施	10月で夏季営業が終了する。（10月は営業時間17:00までと短縮される）。
衛生講話	下記について委員会内で確認を行った。 全従業員にも周知することにより、社内の安全衛生向上に努める。 【テーマ：業務災害について】 労働災害とは、労働者の業務上または通勤途上の負傷・疾病・死亡のことを指す。 そのうちの業務災害は、災害型と非災害型に分けられる。災害型の場合には業務と災害、災害と負傷・疾病の間に一連の因果関係が認められる。非災害型の場合には、業務中に発症するとは限らず特定の災害にあたる事象が存在しないため業務起因性の有無の判断が難しい。 労働災害事例、ヒヤリハット事例などをもとに、職場環境、業務内容から考えられる業務災害について意見を出し合った。 ・ハチの巣が多くみられるため、蜂に刺される可能性がある→ハチの巣の除去、近くに立ち入らない	

- ・敷地内に非常に多くの樹木があるため、枝の落下などによる事故の恐れが考えられる→強風の際にはなるべく外に出ない
- ・脚立に乗って行う作業が多くある（看板の付け替え、ポスターの張替え等）ため、転落などの恐れがある→一人で作業することが多いため、複数人での作業をする

業務災害の防止策は以下のようなものが挙げられる。

- ・職場環境の整備（衛生管理者の職場巡視、4Sの徹底など）
- ・安全教育の実施（定期的に作業手順のマニュアルの読み合わせを実施する、など）
- ・健康診断の実施（法定健康診断の実施、二次健診の受診勧奨、など）
- ・過重労働対策（勤怠管理の徹底、疲労蓄積度チェックリストの活用、など）
- ・メンタルヘルス対策（ストレスチェックの実施、ハラスメント窓口の設置、など）

現在社内では実施している防止策は以下の通り。

- ・園内で軽自動車の運転することがあるため、車内に園内徐行の紙を置いて注意喚起している
- ・土、日曜日は園内にお客様が多いため、機械を使用する作業をしないようにする

新たに取り入れたい防止策については下記のような意見が確認できた。

- ・冬季は屋根からの落雪によるけがなどが考えられる。事前に観察をして事故防止をする

次回開催日： 2024 年 11 月 12 日（火）13:00～予定

議事録作成者：産業看護職 関

衛生委員会議事録

開催日： 2024 年 11 月 12 日（火）13:00～13:16

	報告事項	状況詳細と対策計画について
労働災害	通勤災害発生件数：0 件 業務災害発生件数：0 件	特になし
過重労働	時間外労働/月平均：7.34 時間 時間外労働/月 100 時間以上該当者数：0 人 時間外労働/月 80 時間以上該当者数：0 人 時間外労働/月 45 時間以上該当者数：0 人	(時間外労働 44.5 時間の方が 1 人いた)
職場巡視	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫体験圃場：危険箇所、清掃状況確認 ・体験学習館付近：看板破損箇所、路面状況確認 ・SL 車庫：車庫内の清掃状況、危険箇所確認 ・格納庫 1：危険箇所、清掃状況確認 ・交流館ホール、出入口：非常口付近の導線、清掃状況、消火器・火災報知器期限確認 	<p>問題なし</p> <p>問題なし</p> <p>材木の保管場所移動完了</p> <p>問題なし</p> <p>障害物なし</p>
その他	定期健康診断：通年実施予定 ストレスチェック：7 月実施	11/4 で夏季営業期間が終了したため、4/25 頃まで(月)休園となり片付け作業などを実施予定
衛生講話	<p>下記について委員会内で確認を行った。</p> <p>全従業員にも周知することにより、社内の安全衛生向上に努める。</p> <p>【テーマ：インフルエンザ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザと風邪の違い <p>風邪は様々なウイルスによって起こり、症状はのどの痛み、鼻汁、くしゃみや咳等の症状が中心で、大人では微熱、もしくは 38℃台の熱が出ることが多い。</p> <p>一方、インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる。38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感等の症状が比較的急速に現れる。近年、下痢や嘔吐などの症状と微熱が出るインフルエンザ B 型も流行してきていると言われている。インフルエンザは種類があり、A 型は毎年ウイルスが少しずつ変わり、A 型・B 型ともにヒトに感染する。</p>	

	<p>・インフルエンザの出勤基準 インフルエンザを発症した際の出勤基準は予め決めておいた方がよい（特に熱のある時期は感染力が高いと言われている）</p> <p>・職場でのインフルエンザの予防行動</p> <ol style="list-style-type: none">①流行前のワクチン接種②外出後の手洗い等③適度な湿度の保持④十分な休養とバランスのとれた栄養摂取⑤人混みや繁華街への外出を控える（休日）
--	--

次回開催日： 2024年12月3日（火） 13:00～予定
議事録作成者：産業看護職 関

衛生委員会議事録

開催日：2024年12月3日（火）13:00～13:21

	報告事項	状況詳細と対策計画について
労働災害	通勤災害発生件数：0件 業務災害発生件数：0件	特になし
過重労働	時間外労働/月平均：3.47時間 時間外労働/月100時間以上該当者数：0人 時間外労働/月80時間以上該当者数：0人 時間外労働/月45時間以上該当者数：0人	まだ積雪がないことと1月に大きなイベントがあるため、現在は準備期間中とのこと。時間外労働も以前と比べて減少。22名の方が勤務中。
職場巡視	・センター内：消火栓の期限、防火扉前遮蔽物 確認 ・レンタルサイクル小屋：レンタルサイクル小屋周辺 落雪状況 確認 ・風車小屋：小屋内清掃状況 確認 ・センター内物品庫：棚の荷物整理 確認	問題なし 積雪が多くなったら落雪箇所にはコーン設置 問題なし 上段の空箱・荷物撤去
その他	定期健康診断：通年実施 ストレスチェック：7月実施	特になし
衛生講話	下記について委員会内で確認を行った。 全従業員にも周知することにより、社内の安全衛生向上に努める。 【テーマ：アルコールと健康について】 アルコールは、健康や家庭、職場内でのさまざまな問題に関連している。労働者の安全や健康を守るため、飲酒に関連した健康・労務問題については、企業としても対策していく必要がある。 ・過度な飲酒は健康被害につながるため、国は生活習慣病を高めるおそれがある飲酒量（純アルコール量換算で男性40g以上、女性20g以上）人や、未成年、妊婦の飲酒をなくすことを目指している。 ※純アルコール量（酒に含まれるアルコール量をグラムで表したもの） 酒の量（ml）×度数または%/100×比重（0.8）＝純アルコール量 例：5%のビール500mlに含まれる純アルコール量	

$$500 \text{ (ml)} \times 0.05 \times 0.8 = 20 \text{ (g)}$$

・少量のアルコールは、気持ちをリラックスさせたり、コミュニケーションを活発にしたりする効果がある。しかし、アルコールの血中濃度が高くなると意識障害や運動障害を起こし、最悪の場合は死に至ることがある。

・アルコールの代謝能力には個人差がある。急性アルコール中毒を防ぐためにも、自分にとってのアルコール適量を知っておくことや、周囲の人に飲酒を強要しないことが大切である。

・アルコールの適切な摂取方法については、厚生労働省が推奨する「健康を守るための12の飲酒ルール」等を参考にするとよい。

【健康を守るための12の飲酒ルール】

1. 飲酒は1日平均2ドリンク (=20g) 以下

2. 女性・高齢者は少なめに

3. 赤型体質も少なめに

4. たまに飲んでも大酒しない

5. 食事と一緒にゆっくりと

6. 寝酒は極力控えよう

7. 週に2日は休肝日

8. 薬の治療中はノーアルコール

9. 入浴、運動、仕事前はノーアルコール

10. 妊娠、授乳中はノーアルコール

11. 依存症者は生涯断酒

12. 定期的に検診を

・アルコール関連の問題発生を防ぐために企業ができることとして、「飲酒と健康についての情報共有や教育機会の提供」「高ストレス者やメンタル不調者へのフォローアップ」「アルコール依存症のおそれがある労働者の早期発見・対応」といった取り組みが挙げられる。

次回開催日： 2025年1月7日(火) 13:00~予定

議事録作成者：産業看護職 関